

## ＜ 特別養護老人ホーム 鶴舞苑 利用料金一覧表 ＞

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／日額】

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	565円	634円	705円	774円	841円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	53円	59円	64円	70円	76円
	日常生活継続支援加算	③	37円				
	看護体制加算（Ⅰ）	④	6円				
	看護体制加算（Ⅱ）	⑤	14円				
	栄養マネジメント加算	⑥	15円				
	食費	⑦	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	居住費	⑧	840円				
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧			2,910円	2,985円	3,061円	3,136円
利用月額（ひと月30日の場合）			87,300円	89,550円	91,830円	94,080円	96,270円

加算料金	初期加算	31円	入所日から30日以内
	療養食加算	1回6円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
	経口移行加算	29円	医師の指示に基づき経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算（Ⅰ）	406円	医師の指示に基づき著しい誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	経口維持加算（Ⅱ）	102円	医師の指示に基づき誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	口腔衛生管理体制加算	31円	歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る指導及び計画の作成（1月につき）
	口腔衛生管理加算	92円	歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施、口腔衛生管理体制加算を実施（1月につき）
	看取り介護加算（Ⅰ）	146円	死亡日以前4～30日
	—	690円	死亡日の前日・前々日
	—	1,298円	死亡日
	在宅復帰支援機能加算	11円	在宅復帰を積極的に行い一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合
	退所前後訪問相談援助加算	467円	入所中1回（入所後早期に必要な場合2回）、退所後1回に限り
	退所時相談援助加算	406円	1回に限り
	退所前連携加算	507円	1回に限り
外泊時施設サービス費	250円	サービスに係る負担金に代わり、入院又は外泊した場合に、1月に6日を限度（初日と最終日はサービスに係る負担金）	

### 【その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1現在  
特別養護老人ホーム 鶴舞苑  
〒850-0064 長崎市秋月町389-1  
TEL 095-862-5282 FAX 095-862-5218

# ＜ 特別養護老人ホーム 鶴舞苑 利用料金一覧表【2割負担】 ＞

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／日額】

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本料金	サービスに係る負担金 ①	1,130円	1,268円	1,410円	1,548円	1,682円	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ②	106円	118円	128円	140円	152円	
	日常生活継続支援加算 ③	73円					
	看護体制加算（Ⅰ） ④	12円					
	看護体制加算（Ⅱ） ⑤	27円					
	栄養マネジメント加算 ⑥	29円					
	食費 ⑦	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）					
	居住費 ⑧	840円					
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧		3,597円	3,747円	3,899円	4,049円	4,195円
	利用月額（ひと月30日の場合）		107,910円	112,410円	116,970円	121,470円	125,850円

加算料	初期加算	61円	入所日から30日以内
	療養食加算	1回12円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
	経口移行加算	57円	医師の指示に基づき経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算（Ⅰ）	812円	医師の指示に基づき著しい誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	経口維持加算（Ⅱ）	203円	医師の指示に基づき誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	口腔衛生管理体制加算	61円	歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る指導及び計画の作成（1月につき）
	口腔衛生管理加算	183円	歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施、口腔衛生管理体制加算を実施（1月につき）
	看取り介護加算（Ⅰ）	292円	死亡日以前4～30日
	—	1,379円	死亡日の前日・前々日
	—	2,596円	死亡日
	在宅復帰支援機能加算	21円	在宅復帰を積極的にを行い一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合
	退所前後訪問相談援助加算	933円	入所中1回（入所後早期に必要な場合2回）、退所後1回に限り
	退所時相談援助加算	812円	1回に限り
	退所前連携加算	1,014円	1回に限り
外泊時施設サービス費	499円	サービスに係る負担金に代わり、入院又は外泊した場合に、1月に6日を限度（初日と最終日はサービスに係る負担金）	

## 【その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1 現在  
特別養護老人ホーム 鶴舞苑  
〒850-0064 長崎市秋月町389-1  
TEL 095-862-5282 FAX 095-862-5218

# ＜ 特別養護老人ホーム 鶴舞苑 利用料金一覧表【3割負担】 ＞

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／日額】

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	1,695円	1,902円	2,115円	2,321円	2,522円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	159円	177円	192円	210円	228円
	日常生活継続支援加算	③	110円				
	看護体制加算（Ⅰ）	④	18円				
	看護体制加算（Ⅱ）	⑤	40円				
	栄養マネジメント加算	⑥	43円				
	食費	⑦	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	居住費	⑧	840円				
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧			4,285円	4,510円	4,738円	4,962円
利用月額（ひと月30日の場合）			128,550円	135,300円	142,140円	148,860円	155,430円

加算料金	初期加算	92円	入所日から30日以内
	療養食加算	1回18円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
	経口移行加算	85円	医師の指示に基づき経管栄養の方を対象として原則180日を限度
	経口維持加算（Ⅰ）	1,217円	医師の指示に基づき著しい誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	経口維持加算（Ⅱ）	305円	医師の指示に基づき誤嚥が認められる方へ原則180日を限度（1月につき）
	口腔衛生管理体制加算	92円	歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る指導及び計画の作成（1月につき）
	口腔衛生管理加算	274円	歯科衛生士による月2回以上の口腔ケアの実施、口腔衛生管理体制加算を実施（1月につき）
	看取り介護加算（Ⅰ）	438円	死亡日以前4～30日
	—	2,069円	死亡日の前日・前々日
	—	3,894円	死亡日
	在宅復帰支援機能加算	31円	在宅復帰を積極的にを行い一定割合以上の在宅復帰を実現している施設の場合
	退所前後訪問相談援助加算	1,400円	入所中1回（入所後早期に必要な場合2回）、退所後1回に限り
	退所時相談援助加算	1,217円	1回に限り
	退所前連携加算	1,521円	1回に限り
外泊時施設サービス費	749円	サービスに係る負担金に代わり、入院又は外泊した場合に、1月に6日を限度（初日と最終日はサービスに係る負担金）	

## 【その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・居住費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.8.1現在  
特別養護老人ホーム 鶴舞苑  
〒850-0064 長崎市秋月町389-1  
TEL 095-862-5282 FAX 095-862-5218

## 「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～4段階)」

### に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1～第3段階にある次のような方です。

利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第2段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
利用者負担第3段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円を超えて、非課税世帯の方)
利用者負担第4段階	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

### 負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	居住費又は滞在費
利用者負担第1段階	300円	0円
利用者負担第2段階	390円	370円
利用者負担第3段階	650円	370円
利用者負担第4段階	1380円	840円